

社会福祉法人かがやき神戸
新型コロナウイルス対応について

8月27日現在

I. 日常の感染予防（感染小康期、感染警戒期、感染増加期）

1) 共通

①支援

- ・手洗い、アルコール消毒→外から施設に入ってきたとき、食事前（来客にも）
- ・マスク着用の徹底。職員は必須。利用者も可能な人は着用
- ・来所時の検温と記録。職員、利用者、外部来訪者。
- ・外出行事、イベント参加については中止、もしくは延期。
- ・研修等についてはマスク着用の上参加。
- ・研修、会議参加への移動は、公共交通機関を使わず公用車等を使用する。
- ・法人内、特に利用者の外出イベントの実施について2か月単位で幹部会が判断する。
- ・通勤ラッシュ時の時間をさけて出勤退勤を調整する。
- ・「新しい生活様式」を踏まえ外出行事やイベント参加等企画する。
- ・透明パネルなど感染予防のための設備を整備する。
- ・マスク、消毒液など備蓄を常においておく。

②職員労務

- ・本人もしくは同居者に 37.5℃以上の発熱または下記【症状】が出た場合は自宅待機。
- ・自宅待機を命じられた職員については、6割保障する。有給休暇を取得しても可。
- ・上記以外の休みは有給取得による休み。
- ・医師の診断の結果新型コロナウイルス感染の不安があれば、PCR検査を受ける。保健所のPCR検査が受けることができない場合は、実費のPCR検査を受ける。その際の費用は法人負担とする。

③【症状】※持病ではない下記の症状が出たとき

- ・息苦しさ
 - ・強いだるさ
 - ・高熱（38℃以上）
- 37.5℃以上の発熱または【症状】が出た場合は医療機関へ相談し医師の診断を受ける。

2) 日中活動

- ① 利用者全員の検温（朝・昼）と体調確認

→37.5°C以上の発熱または【症状】が出た方は帰宅し自宅待機。回復し 24 時間経つまで自宅待機

→同居者の方に 37.5°C以上の発熱または【症状】が出た場合、自宅待機。その同居者の方が回復し 24 時間経つか、接触がなくなってから 24 時間経つまで自宅待機。もしくは医療機関より新型コロナウイルスでないと診断されるまで自宅待機。

→【症状】が出た場合は医療機関へ相談し医師の診断を受ける。

② 職員全員の検温と体調管理（朝は自宅で）

→利用者と同様

③ 定期的な換気→1時間に2回以上

3) グループホーム・ショートステイ

①利用者全員の検温（夕・朝）と体調確認

→37.5°C以上の発熱または、【症状】が出た方は、回復し 24 時間経つまでホーム待機

→37.5°C以上の発熱または、【症状】が出た方と同居の利用者は、その同居者との接触がなくなってから 24 時間経つまでホーム待機。もしくは医療機関より新型コロナウイルスでないと診断されるまで自宅待機。

④ 職員全員の検温（勤務前自宅で）

→37.5°C以上の発熱または、【症状】が出た方は帰宅、回復し 24 時間経つまで自宅待機。

→同居者の方に 37.5°C以上の発熱または、【症状】が出た場合、自宅待機。同居者の方が回復し 24 時間経つか、その同居者との接触がなくなってから 24 時間経つまで自宅待機。もしくは医療機関より新型コロナウイルスでないと診断されるまで自宅待機。

⑤ グループホーム利用者で 37.5°C以上の発熱または、【症状】が出た場合

・ のびのびホーム、森友寮共通

医療機関へ連絡し 37.5°C以上の発熱または【症状】が出た利用者を受診させる。

（同意職員、初動職員で対応）

かかりつけ医→かかりつけ医が難しい場合は、救急安心センター神戸

（# 7 1 1 9 か 0 7 8 - 3 3 1 - 7 1 1 9）

受診の結果新型コロナウイルス感染の可能性が低ければホームに戻る。

医師の診断の結果新型コロナウイルス感染可能性は低い検査を受ける必要があると職員が判断した場合は、PCR検査を受ける。その際保健所のPCR検査が受けることができない場合は、実費のPCR検査を受ける。その際の費用は法人負担とする。

コロナウイルスの可能性が高くPCR検査の必要があると診断された場合、PCR検査までの間ショートステイで対応する。

職員を固定し発熱者の支援に入る。※職員の対応については別紙

4) 相談支援

①相談訪問の制限

- 体調について事前に確認し、37.5℃以上の発熱または【症状】を訴える相談者のところへは訪問しない。できれば事前に検温をしてもらう。
- 来所、訪問相談時にはできるだけ換気する。
- 来所相談のあと机等消毒する。
- 電話で対応できる相談は電話で相談する。特に来所の相談については不要不急を除き電話対応とする。
- 新型コロナウイルス感染の可能性のある相談者へどうしても訪問が必要な場合は理事長にその旨を報告し、防護服を着用の上、同意職員で対応する。

II. 感染拡大期の対応（感染拡大期Ⅰ、Ⅱ）

1) 共通 日常の感染予防に追加して以下の事項に取り組む。

- ①利用者の命と健康を守ることを第一として、開所を継続することを前提に
- ②マスク着用の徹底。
- ③手洗い、消毒の頻度を増やす。（食事前後、来所、退所、介護前後など）
- ④「密閉空間」「密集場所」「密接場面」を極力減らすようにする。
- ⑤居宅で過ごすことができる方については通所の日数を減らし訪問等による支援を行う。
- ⑥直接訪問する回数を減らすためインターネットを使った面談をできる人は導入する。
- ⑦各会議はZOOM会議に切り替える。
- ⑧外部の会議は極力出ない。出欠については管理職が判断する。
- ⑨外部研修については主催者側に感染対策について問い合わせたうえで、対策ができていれば参加する。
- ⑩来所対応する場合は、来所時の検温や体調管理を徹底する。
- ⑪事業所の状況によって新規利用については受け付ける
- ⑫在宅ワークができるところは在宅ワークに切り替える。
- ⑬利用者、職員とも密な状況が避けられない場所への外出や感染が拡大している他府県への移動を控え、公共交通機関をできるだけ使わない対応を考える。

⑭感染者が出た時の連絡先一覧を作成する。

○兵庫県フェーズに応じた体制（感染拡大期Ⅰ＝緊急事態宣言時並み）

| 区分 | 感染小康期 | 感染警戒期 | 感染増加期 | 感染拡大期 1 | 感染拡大期 2 |
|--------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 目安 （新規陽性 患者数 （1週間平均）） | 10人未満 | 10人以上 （警戒基準） | 20人以上 | 30人以上 | 40人以上 |
| 体制構築 の考え方 | 15人/日の新規患者 数発生に対応 | 20人/日の新規患者 数発生に対応 | 30人/日の新規患者数 発生に対応 | 40人/日の新規患者 数発生に対応 | 55人/日の新規患者数 発生に対応 |
| 病床数 | 200床程度 うち重症40床程度 | 300床程度 うち重症50床程度 | 400床程度 うち重症70床程度 | 500床程度 うち重症90床程度 | 650床程度 うち重症120床程度 |
| 宿泊療養 | 200室程度 | 200室程度 | 300室程度 | 500室程度 | 700室程度 |

Ⅲ 職員もしくは利用者（同居者）に濃厚接触者が出た場合。

1) 基本的な動き

①通常開所

②濃厚接触者本人は休む。休職の際、給与は6割を保障する。

③濃厚接触者が所属する事業所の全利用者・家族へ法人として通知する。（名前の公表は管理職、その部署の職員まで）

④全利用者・職員の検温、体調不良等の調査と記録（1日2回以上）

⑤濃厚接触者のPCR検査状況など、伝えていく。

⑥PCR検査の結果など状況を見て通常へ戻していく。

2) グループホームの利用者で濃厚接触者が発生した場合

①ショートステイを臨時閉所

②濃厚接触者をショートステイへ隔離

③同意職員で濃厚接触者を支援

④同居利用者は検温、体調不良等の調査と記録（1日2回以上）

⑤濃厚接触者のPCR検査状況などを見て通常へ戻していく。

3) 相談支援

①濃厚接触者の職員は休む。休職の際、給与は6割を保障する。

②濃厚接触者と判明した相談者と直接の面談はしない

③濃厚接触者と判明した相談者と直接の面談がどうしても必要な場合は理事長に報告し、防護服等感染対策をしたうえで面談する。また面談の際はできるだけ短時間を心掛ける。

- ④直接対応する職員については同意職員が対応する。
- ⑤濃厚接触者と判明した相談者と直接面談した職員は検温、体調不良等の調査と記録を取る（1日2回以上）

4) 同居者が感染または濃厚接触者と判明した場合（利用者）

- ① 速やかに事業所に連絡し自宅待機する。
- ② 同居する濃厚接触者が検査の上、陰性であった場合通所を再開する。

5) 同居者が感染または濃厚接触者と判明した場合（職員）

- ① 速やかに管理職に連絡し自宅待機する。
- ② 休職の際、給与は6割を保障する。また有給休暇を使用することもできる。
- ③ 同居する濃厚接触者が検査の上、陰性であった場合、復職する。

IV 新型コロナウイルス感染者が出た場合。

2) 共通

- ① 事業所単位で閉所する。発症から2日以内の利用があれば併用利用先の事業所も閉所。
- ② 全利用者・職員へ発生について連絡。（個人名は公表しない）
- ③ 下記の帰国者接触相談センター、保健所に連絡し指示を仰ぐ。
- ④ホームページやFAX等で感染状況の報告をする。

3) 日中活動の場で発生した場合

- ① 感染者が出た事業所
 - ・神戸市・保健所へ連絡し指示を仰ぐ。
 - ・管理職、主任は症状・発熱がない場合は出勤し利用者の安否確認を電話でする。また連絡先一覧（別紙作成）をもとに、調整する。
 - ・その他の常勤職員、専任職員は自宅待機。
 - ・濃厚接触者の確定など、神戸市・保健所の指示に従う。
 - ・感染者が出た事業所に発症から2日前からその事業所に入出入りした職員、利用者については濃厚接触者とならなかった場合もPCR検査を受ける。その際の費用は法人負担とする。
 - ・閉所期間中も利用者、職員の発症状況等を把握するため、症状・発熱がない管理職・主任は出勤する。
 - ・濃厚接触者がグループホームの利用者であった場合とまり木へ隔離。発熱者と同じ対応。（別紙参照）

- ・濃厚接触者以外は通常通りグループホーム開所。
- ・神戸市・保健所の承諾のもと緊急事態宣言時の開所をする。
- ・状況を見て徐々に通常開所へ移行

② 感染者が出た事業所以外の事業所

- ・常勤職員は出勤し、利用者、職員で濃厚接触者の確認。
- ・濃厚接触者と判定されなかった人でも、感染者と発症から2日以前以降に接触したものは2週間自宅待機。
- ・上記がグループホーム利用者だった場合はとまり木に隔離。発熱者と同じ対応(別紙参照)。
- ・常勤職員は利用者の安否確認と作業の休業調整。
- ・上記の確認が取れたうえで緊急事態宣言時の開所をする。
- ・状況を見て徐々に通常開所へ移行。

3) グループホームで発生した場合

① 感染者が出たグループホーム

- ・感染者は入院もしくはショートステイで支援。
- ・同居の利用者はPCR検査の受信と感染者と接触した日から2週間ホーム内待機。
- ・上記の者がホーム内待機中、発熱等の症状が出ればショートステイで隔離。
- ・濃厚接触者の職員はPCR検査の受信と接触した日から2週間自宅待機。
- ・待機中の支援は同意書提出者からつものる。

② 感染者が出たホーム以外のホーム

- ・通常通り行う。常勤・専任は通常出勤。
- ・ホームの日中は日中支援事業所からフォロー。

4) 相談支援で発生した場合

神戸市の対応に準ずる

V その他

1) 感染による休職の際の業務分掌について

責任者が感染等で休職する場合以下のとおりとする

- ③ 理事長松原→常務理事高島
- ④ 西区エリアマネージャー高島→センター長梅木
- ⑤ 北区エリアマネージャー八幡→事業責任者武村

- ⑥ 事務局長松田→理事長松原
- ⑦ 事業責任者（センター長）→副事業責任者→管理責任者（センター次長）→主任

※その他危機管理規定、感染症マニュアル、行政の通知を基準に考えます。

VI 各種問い合わせ

1) 連絡の順番

- ① かかりつけ医
- ② かかりつけ医が難しい場合は、救急安心センター神戸
（#7119か078-331-7119）に電話。開いている病院の情報提供があり、
そこの病院に相談する。
- ③ 新型コロナウイルス専用健康相談窓口（078-322-6250）に電話

2) その他相談窓口

| | |
|---|--|
| <p>帰国者・接触者相談センター</p> <p>078-322-6829</p> | <p>感染者との接触があった方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湖北省等に渡航歴等のある方 ・風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が 4 日以上続いている方 など(下記の相談対象者参照) |
|---|--|

帰国者・接触者相談センターの相談対象者

| | |
|---------------------------|---|
| 1.感染者との接触があった方 | 新型コロナウイルス感染症であることが確定した方と濃厚接触歴があり、発熱または呼吸器症状のある方 |
| 2.WHO の公表する流行地域への渡航等があった方 | 37.5 度以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前 14 日以内に WHO の公表する流行地域 へ渡航または居住していた方、あるいはその地域の居住者との濃厚接触歴がある方 |
| 3.右記の相談・受診の目安に当てはまる方 | <p>風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上(高齢者・基礎疾患等※のある方は 2 日程度)続く方</p> <p>注)解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。</p> <p>強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方</p> |

※に該当する方は下記の通りです。

- ・高齢者
- ・糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD 等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方
- ・免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

これの方々は、重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には、相談して下さい。なお、妊婦の方も、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めの相談をお願いします。

下記の保健所でも相談できます。

| 各区および支所 | 電話番号 |
|-----------|----------|
| 東灘区 | 841-4131 |
| 灘区 | 843-7001 |
| 中央区 | 232-4411 |
| 兵庫区 | 511-2111 |
| 北区 | 593-1111 |
| 北区(北神区役所) | 981-5377 |
| 長田区 | 579-2311 |
| 須磨区 | 731-4341 |
| 北須磨支所 | 793-1335 |
| 垂水区 | 708-5151 |
| 西区 | 929-0001 |

●濃厚接触者定義

「濃厚接触者」とは、「患者(確定例)」の感染可能期間(新型コロナウイルス感染症(COVID-19)感染者と接触した日のはじまりを「発病した日」から「発病した日の2日前」)に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- ・適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察、看護若しくは介護していた者
- ・患者(確定例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他:手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)。

国立感染症研究所